

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年8月17日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	大 村 一 雄
同	佐 藤 成 子

記

1 令和元年度行政監査（テーマ監査）

（1）公費と徴収金の区分について [こども園課]

【指摘事項】

徴収金については、これが条例に基づく実費徴収である以上、公金として市が徴収すべきものなのか、市会計に収入しないが公務に必要な経費として事実上公金に準ずるものとして徴収すべきものなのか、あるいは市立小・中学校と同様に「預かり金」として管理すべきものなのかを整理した上で、それぞれの位置付けに応じたリスク管理を行う必要がある。

しかし、現状は、こども園課は「準公金」と同等の取扱いが適当であると考えている一方で、各こども園ではその認識は乏しく、市の定める「準公金取扱基準」の各種様式を使用しているこども園はない上、日々取り扱う現金の出納整理すら行っていないこども園もあった。

また、新年度用品代金について、あるこども園では公費で購入している物品が他の園で

は徴収金で賄われている例や、教育の一環である園外活動時に使用するバスについても往路は公費から支出するものの、復路の経費（園児分）は保護者から徴収する例など、経費負担の考え方に一貫性がない例もあった。

このように、そもそも各こども園では公費として配当された予算を執行するという意識と条例に基づく実費徴収によって賄うという意識が分別されておらず、事業実施に当たり不足する予算については、保護者会やPTAと相談の上で実費徴収で対応するようなことが慣例となっているという実情が窺えた。

これらの原因は、市として徴収金の概念自体が未整理であり、こども園課が各こども園に統一的な見解を示さないまま現場任せの運用を行っていたことにある。こども園への移行から既に5年が経過した今、徴収金の取扱いについてこのまま「忘れ去られた事務」とすることは許されず、早急にこども園に係る公費と徴収金の区分の在り方そのものを整理し、徴収金に係るリスク管理を組織的に行う必要がある。

【措置の状況】

・徴収金の位置付けについて

徴収金は特定教育・保育に必要な経費ではありますが、園児個人の所有となる物品、個人用として使用する物品の購入に充てていることから預かり金に該当するものと考えています。

預かり金ではありますが、その管理を園長等が行っていることから「準公金」と同等のリスク管理をすることが適切であると考えており、適正な会計処理を行うため各種様式を含めた徴収金事務処理マニュアルを作成し、令和3年3月に各園へ配付しました。

・公費と徴収金の区分について

こども園で使用する物品代、バス代その他こども園の事業実施に要する経費について、公費負担と徴収金の区分表を作成し、徴収金事務処理マニュアルに掲載し、令和3年3月に各園に示しました。